

令和4年度静岡市職員（理学療法士）採用選考案内

1 選考職種・受験資格・募集人員

選考職種	受 験 資 格	募集人員
理学療法士	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 理学療法士免許を有する人 (2) 令和5年3月31日までに行われる国家試験により、理学療法士免許を取得する見込みの人	若干名

ただし、次のうちいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 日本国籍を有しない人で就職を制限されている在留資格の人は採用されません。

2 申込受付期間及び提出書類

申込受付期間	令和4年12月8日（木）から令和5年1月5日（木）まで 午前8時30分から午後5時15分まで（土日は除きます。） ※郵送で申込みの場合は、令和5年1月5日（木）必着 （消印有効ではありません。）
提出書類	① 採用選考受験申込書（別添） ② 返信用封筒（長形3号 23.5cm×12cm） 2通 94円切手を貼り、受験者本人に届くように郵便番号、住所及び氏名を明記してください。 ※この封筒は、受験票及び選考結果の送付に使用しますので、申込書提出の際の郵送用には使用しないでください。 ③ 理学療法士免許証又は登録済証明書の写し（有資格者のみ）

(注) 1. 採用選考受験申込書は必ず本人が記入してください。

2. 書類の提出は、清水病院 病院総務課宛てに郵送又は直接提出してください。

※12月29日（木）～1月3日（火）の間は郵送のみ受付可能。

3. 採用選考受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

3 受験票の発送

令和5年1月13日（金）までに発送する予定です。

※令和5年1月19日（木）までに受験票が到着しない場合は、清水病院 病院総務課までお問い合わせください。

4 選考の実施

(1) 選考科目

科 目	内 容
専門試験	理学療法評価学、運動療法学、物理療法学、補装具療法学、障害学（整形外科、脳外科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病内科）等についての筆記試験
小論文試験	課題に対する理解力・思考力・文章構成力・表現力等についての筆記試験
面接試験	主として人物、識見等についての個別面接試験

(2) 選考日 令和5年1月21日（土）

集 合 午前 9時00分

専門試験 午前 9時10分 ～ 午前 10時00分（50分）

小論文試験 午前 10時10分 ～ 午前 11時00分（50分）

面接試験 午前 11時10分 ～

(3) 会 場 静岡市立清水病院 新館3階 会議室（選考会場案内参照）

※選考会場等が変更になる場合は、受験票返送時に指定します。

(4) 合格発表 令和5年2月上旬までに可否にかかわらず通知します。

5 勤務場所及び採用時期

勤務場所は、静岡市立清水病院です。なお、病院敷地内は全面禁煙です。

合格者の採用時期は、受験資格（1）、（2）に関わらず、令和5年4月1日以降静岡市職員に順次採用する予定です。

また、合格者のほかに補欠合格者を決定して、欠員の状況により繰上合格とする場合があります。これに該当することとなった場合には、令和5年3月31日までに通知します。

ただし、受験資格（2）の人で、令和4年度に実施される国家試験に合格できなかった場合には採用されません。

6 給与及び手当等

令和4年度の新卒（4年制卒）本採用時の給料は、約20万1千円（地域手当含む。令和4年4月1日現在）で、この他に期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等を支給します。

※新卒（4年制卒）本採用時の給与例（勤務日数20日の場合）

基本給（184,100円）＋地域手当（給料、扶養手当の6%）＋病院勤務手当（出勤1日につき320円×月20日）＝201,546円＋通勤手当等

上記の他に、6月及び12月に年間合計で基本給等の4.3か月分（採用1年目については異なる場合があります）の期末・勤勉手当が支給されます。

7 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴わず、かつ公の意思形成に参画しない職に任用されます。

(1) 「公権力の行使」とは

住民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為

(2) 「公の意思の形成への参画」とは

地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること。

(主として決裁権を有する課長級以上の職員が行うものが該当)

8 その他

静岡市立清水病院は、今後、地方独立行政法人へ移行する可能性があります。

9 問合せ及び送付先

〒424-8636

静岡市清水区宮加三1231番地

静岡市立清水病院 病院総務課 人事・給与係

(TEL 054-336-1111)

選考会場案内（清水病院）

会場： 静岡市立清水病院 静岡市清水区宮加三 1 2 3 1 （☎054-336-1111）

交通： JR清水駅より約5.5km タクシー20分・バス30分（静岡市立清水病院 下車）
 静岡鉄道新清水駅より約4.5km タクシー15分・バス25分（静岡市立清水病院 下車）

